

平成 2 2 年度関税改正における主な検討項目

参 考 資 料

平成 21 年 11 月 30 日
財 務 省

- ・ 暫定税率設定品目 1
- ・ 暫定税率の適用期限の延長 2
- ・ 特別緊急関税制度等の適用期限の延長 3
- ・ 牛肉に係る関税の緊急措置 4
- ・ 罰則水準の見直し 5
- ・ 倉庫業者及び通関業者に係る A E O 制度の整備 6

暫定税率設定品目

輸入自由化等内外の情勢の変化に対応して、国際的に約束した市場アクセス機会（輸入数量）の提供や需要者・消費者への安価な輸入品の供給の確保と、国内産業保護の調整を図るために特別な制度が設けられている品目		
ウルグアイ・ラウンド合意以前に、関税割当制度を導入した品目		
ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用、単体飼料用、特定物品製造用（コーンフレーク、蒸留酒等）、その他）、麦芽、糖みつ（アルコール製造用）、無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー・トマトペースト（トマトケチャップ・トマトソース製造用）、パイナップル缶詰、革（牛馬革（染着色等したもの）、牛馬革（染着色等してないもの）、羊革・やぎ革）、革靴	66品目	
ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、従来、輸入割当制度等の下で提供されていた無税又は低税率の市場アクセス機会（輸入数量）を提供するとともに、それを超える輸入に対して内外価格差に相当する高関税を設定した品目		
関税割当品目 （割当を受けて輸入されるもの）	脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、無糖れん乳、ホエイ等（無機質濃縮、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳製造用）、バター、調製食用脂、その他の乳製品、雑豆、でん粉、落花生、こんにゃく芋、蕪・生糸	88品目
国家貿易品目 （政府又はその代行機関により輸入されるもの）	指定乳製品等、小麦、大麦、米	82品目
国際的に約束した上限の範囲内となるように関税と調整金の水準を設定する必要がある品目		
砂糖類（角砂糖、砂糖水等）、国家貿易品目（枠外輸入）		77品目
関係国との協議結果等に基づき、多国間で認められた水準よりも税率を引き下げる必要がある品目		
冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、発泡酒、蒸留酒（ウイスキー、ブランデー等）、紙巻たばこ		65品目
内外価格の状況等を踏まえて、課税される価格帯を見直す可能性がある品目		
たまねぎ、銅・鉛・亜鉛の地金		28品目
政策上の必要性を常に見直した上で適用を判断する必要がある品目		
揮発油（石油化学製品製造用）、灯油（ノルマルパラフィン）、灯油（石油化学製品製造用）、軽油（石油化学製品製造用）、A重油（農林漁業用）、バイオETBE		9品目
基本税率の適用までの期間を定めて、その期間中の段階的な税率引下げを規定している品目		
揮発油、灯油、軽油、重油、製品アルコール		10品目

21年度末に
暫定税率の
適用期限を
迎える
415品目

暫定税率の適用期限の延長

今年度末に期限が到来する暫定税率(415品目)の見直し

1. 国内の生産者と消費者等との利益調整に及ぼす影響

現在の暫定税率は実行税率を引き下げる措置となっており、廃止すれば消費者等の負担水準の引き上げにつながる。

2. WTOドーハ・ラウンド交渉との関係

来年の妥結を目指しているWTOドーハ・ラウンド交渉で多くの関連事項を検討。同交渉と離れて関税率の変更を行う場合は、我が国の交渉ポジションに影響を与えるおそれがある。

3. 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響

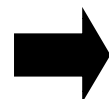
牛肉等の暫定税率を仮に見直そうとする場合には、関係国との再協議が必要。

4. 国内政策上の必要性

その時々の方策上の必要性を常に見直した上で暫定税率設定の是非を判断する必要。内国税における同様の施策との関係にも留意。

5. 基本税率化の適否

基本税率化の検討に当たっては、各々暫定税率として設定されてきた経緯等に配慮する必要。



基本的に、平成22年度末まで延長する方向で対応。

特別緊急関税制度等の適用期限の延長

特別緊急関税制度

ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化品目(例:米、乳製品等の国家貿易品目及び関税割当品目)についての安全弁(輸入急増時や低価格品の輸入時に割増関税を賦課)として、関税化措置と一体として設けられた制度

現在行われているWTOドーハ・ラウンド交渉の中でそのあり方が検討されていることを踏まえ、平成22年度末まで延長する。

牛肉等に係る関税の緊急措置

ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果に基づき、牛肉等の実行税率を自主的に引き下げる(牛肉の場合、50% 38.5%)こととした際、これと一体として、牛肉等の輸入急増時の安全弁(牛肉の場合、輸入数量が予め定められた発動基準数量を超えた際に税率を50%に引上げ)として設けられた措置

現時点でその見直しを行うだけの事情の変化はなく、WTOドーハ・ラウンド交渉の妥結に併せて、関係国からその再検討を求められる可能性があることを踏まえ、平成22年度末まで延長する。

牛肉に係る関税の緊急措置に係る発動基準数量については、米国におけるBSE発生前である平成14年度及び15年度の輸入数量実績の平均値を基準とする特例を平成22年度も引き続き講ずる。

牛肉に係る関税の緊急措置

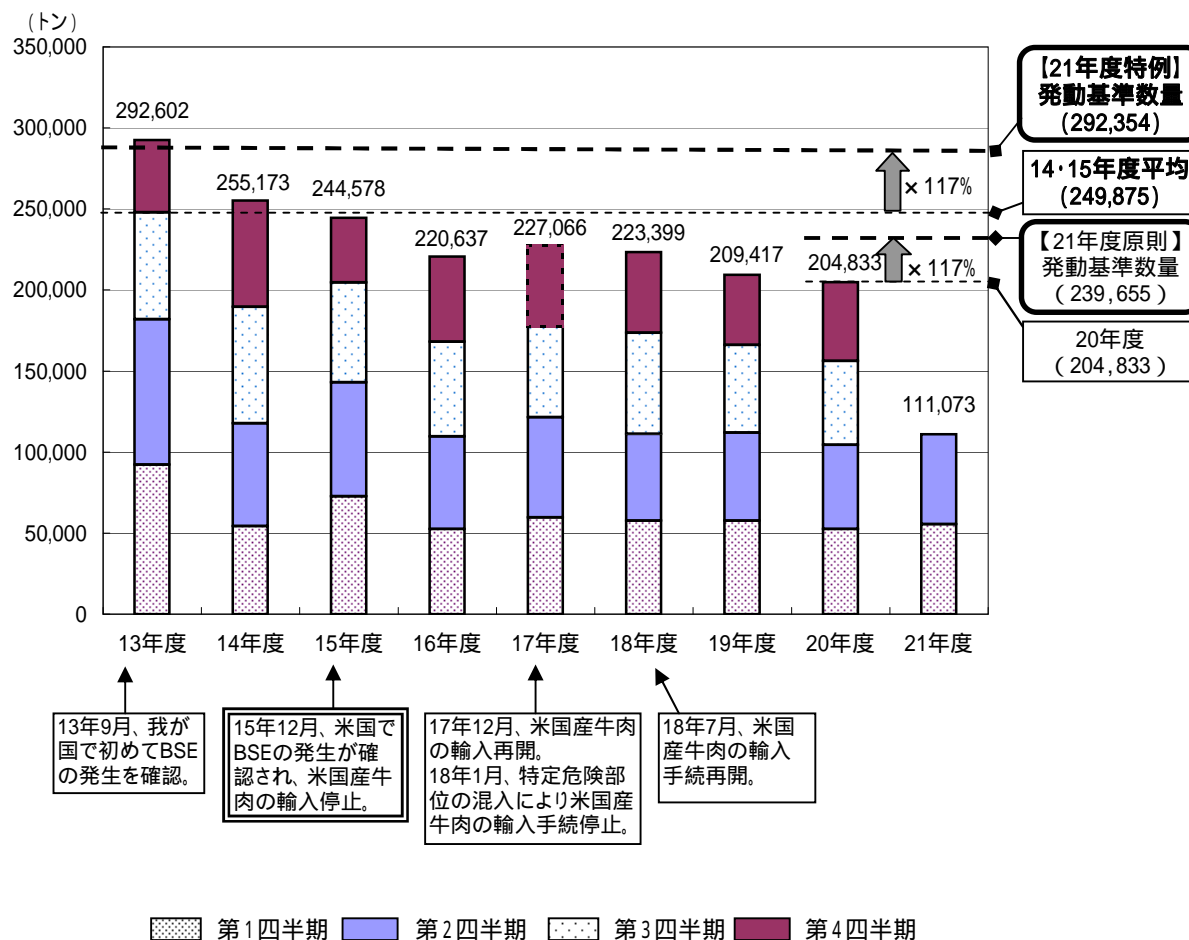
当該年度において、各月末までの累計輸入数量が、一定の水準(発動基準数量)を超えた場合、関税率を実行税率38.5%から譲許水準である50%まで戻す措置。

発動基準数量は、原則として、前年度の四半期毎の累計輸入数量実績の117%。

特例として、平成18年度、19年度、20年度及び21年度においては、平成14年度と15年度の輸入数量実績の平均(当該数量が前年度の輸入数量実績を下回る場合は前年度の輸入数量実績)により発動基準数量を算出。

最近では、平成15年8月から16年3月までの発動実績がある。

< 生鮮・冷蔵の牛肉の輸入数量の推移 >



13年9月、我が国で初めてBSEの発生を確認。
 15年12月、米国でBSEの発生が確認され、米国産牛肉の輸入停止。
 17年12月、米国産牛肉の輸入再開。18年1月、特定危険部位の混入により米国産牛肉の輸入手続停止。
 18年7月、米国産牛肉の輸入手続再開。

■ 第1四半期 ■ 第2四半期 ■ 第3四半期 ■ 第4四半期

資料:財務省「貿易統計」

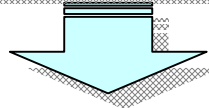
罰則水準の見直し

関税ほ脱罪に係る罰則水準

現行

5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科

・貿易取引の複雑化に伴うほ脱手口の一層の悪質・巧妙化
・ほ脱額の大口化



改正案

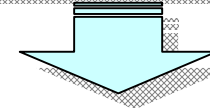
関税ほ脱罪に係る罰則水準について、
適正な納税申告を促す環境の整備
内国税のほ脱罪や他の経済犯に係る罰則水準との
バランス
の観点から、その引上げを検討。

禁止品輸出入罪に係る罰則水準

現行

麻薬類等：7年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又は併科

・平成20年に覚せい剤密輸摘発件数が過去最高を記録
・連日にわたる不正薬物の所持・使用事件に関する報道



改正案

禁止品輸出入罪に係る罰則水準について、
不正薬物、銃器等の社会悪物品の不正流出入の抑止
他の規制法における罰則水準とのバランス
関税法の中での関税ほ脱罪の罰則水準とのバランス
の観点から、その引上げを検討。

上記の見直しに併せて、関税ほ脱罪等に係る貨物を運搬等する罪に係る罰則水準の引上げについても検討。

内国税のほ脱罪や他の経済犯に係る罰則の例

- < 内国税のほ脱罪 >
 - 所得税、法人税、消費税等
 - 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科
 - 酒税、たばこ税等
 - 5年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科
- < 経済犯 >
 - 詐欺(刑法)
 - 10年以下の懲役
 - 商標権侵害(商標法)
 - 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
 - 風説の流布・偽計等(金融商品取引法)
 - 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科

他の規制法における主な罰則の例

- 覚せい剤(営利目的)(覚せい剤取締法)
- 無期又は3年以上の懲役、情状により1,000万円以下の罰金併科
- けん銃(営利目的)(銃砲刀剣類所持等取締法)
- 無期又は5年以上の懲役、情状により3,000万円以下の罰金併科
- 不正クレジットカード(刑法)
- 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(不正クレジットカード原料)

倉庫業者及び通関業者に係るAEO制度の整備

AEO (Authorized Economic Operator) 制度

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して税関長があらかじめ承認等を行い、迅速化・簡素化された税関手続の利用を認める制度

輸入者の
AEO制度

【特例輸入申告制度】

輸出者の
AEO制度

【特定輸出申告制度】

倉庫業者の
AEO制度

【特定保税承認制度】

通関業者の
AEO制度

【認定通関業者制度】

運送者の
AEO制度

【特定保税運送制度】

製造者の
AEO制度

【認定製造者制度】

倉庫業者(特定保税承認者)及び通関業者(認定通関業者)のAEO制度

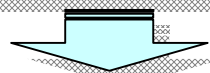
現に保税蔵置場若しくは保税工場又は通関業の許可を受けている事業者が対象

現行

AEOの承認等を受けている必要がなくなるのは、本来の業務を廃止する場合に限られるとの想定の下、事業者の届出によりAEOの承認等を失効させることができる旨の規定が設けられていない。

(他のAEO事業者には同規定が設けられている。)

昨今の経済情勢等により、これらの事業者においても、本来の業務は継続しつつ、AEO事業者として業務を行うことを選択しない可能性



改正案

倉庫業者及び通関業者に係るAEO制度の適正な運用の確保及び利便性の向上の観点から、事業者の届出により、承認等を失効させる手続規定の新設